

## 別記 1

### SNS 広告等を活用したインバウンド向け情報発信業務委託仕様書

岡山県インバウンド推進協議会が、SNS 広告等を活用したインバウンド向け情報発信業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

#### 1 委託業務名

SNS 広告等を活用したインバウンド向け情報発信業務

#### 2 実施主体

岡山県インバウンド推進協議会

#### 3 目的

外国人観光客が訪日旅行に訪れる可能性の高い大阪府内において、滞在中の訪日外国人に向けて、SNS 広告等を活用して岡山県（以下「本県」という。）の観光情報及び交通利便性を発信することで、大阪府から本県への誘客促進（旅ナカのアプローチ）及び再訪日を見据えた本県の認知度向上（旅マエのアプローチ）を目指す。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで

#### 5 委託上限額

2, 3 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税含む。）

#### 6 業務内容

ターゲット市場を、本県が重点市場として設定している市場のうち、台湾、香港、韓国、タイ、フランスとし、以下の業務を行うこと。

##### (1) SNS 広告等の企画・制作・運用

##### ア 広告媒体

・広告媒体は、以下の中から、本業務の目的を考慮した上で、それぞれのターゲット市場への到達確度の高いものを選択し、広告を配信すること。

① 検索連動型広告（Google、Yahoo! JAPAN 等）

② ディスプレイ広告（Google ディスプレイネットワーク広告（GDN）、Yahoo! ディスプレイアドネットワーク（YDN）、Facebook 広告、Instagram 広告等）

③ 動画広告（Youtube、LINE、Instagram、Facebook、X（旧 Twitter）等）

※カルーセル、レスポンス広告を含む

④ その他有効な広告媒体

・本県の認知度向上を図るため、上記広告配信に加え、インバウンド向け口コミや SNS 投稿の促進につながる効果的なプロモーションがあれば、独自提案として委託費内で提

案すること。

- ・配信に当たってアカウントが必要な場合には、受託者が作成するものとする。

#### イ 広告素材の制作・配信設定

- ・昨年度、本県がターゲット市場の嗜好に合わせたテーマを設定して制作した多言語観光PR動画及びその動画内で取り上げている各観光スポットの基本情報や Google マップを掲載しているランディングページ（別表1参照）に誘導するためのバナーを作成すること。
- ・バナーは、それぞれのターゲット市場につき、別表1の①～⑥の中から最適なテーマを1つ以上選択して、その市場の嗜好に合わせたデザインで作成し、より多くの人にクリックしてもらえるデザインにすること。なお、提案時には、2例ほどバナーを作成すること。その際、言語やテーマの選択は指定しない。デザインは受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。
- ・ランディングページの修正案があれば、独自提案として委託費内で提案すること。
- ・自治体が実施する事業の広告として、ふさわしくないウェブサイト等に配信されないよう配慮すること。

(別表1) 多言語観光PR動画の種類及びランディングページ

テーマ	言語	繁体字 (台湾)	繁体字 (香港)	韓国語	タイ語	仏語	ランディングページ (※1)
①自然&アウトドア		○	○	○		○	<a href="https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26491">https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26491</a>
②フルーツ		○	○	○	○		<a href="https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26548">https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26548</a>
③日本食		○	○	○	○(※2)	○	<a href="https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26551">https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26551</a>
④岡山の伝統						○	<a href="https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26552">https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26552</a>
⑤アート&カルチャー		○		○	○	○	<a href="https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26553">https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26553</a>
⑥温泉・旅館		○	○	○			<a href="https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26554">https://www.okayama-japan.jp/〇〇/26554</a>

※1 「〇〇」は市場によってこのとおり変換すること。〈台湾及び香港「tw」、韓国「ko」、タイ「th」、フランス「fr」〉

※2 日本食(タイ語)のランディングページはこちらを参照すること。〈<https://www.okayama-japan.jp/th/26593>〉

#### ウ 広告実施期間

- ・令和8年8月初旬から令和8年10月31日までとする。

#### エ 配信費用

- ・配信費用(情報発信媒体原価とし、配信管理費は含めない。)は、少なくとも1,200,000円(税込)以上を設定すること。
- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、見積書及び請求書の作成に当たっては、情報発信費用のうち、情報発信媒体原価と管理運用費は分けて記載すること。

## オ 効果測定

- ・デジタルを活用したプロモーションの効果検証及び分析を行うに当たり、適切に事業効果を把握できる指標（KPI）を設定すること。（例：バナークリック率、ランディングページ滞在時間等）目標設定に当たっては、当該 KPI を設定した根拠及び目標数値、費用等を併せて明示すること。なお、目標 KPI を達成した場合も、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指し事業を継続すること。最終的には本県と協議の上決定するものとする。
- ・広告の表示回数、閲覧者の属性（国、年齢、性別、地域、特性等）を分析し、状況に応じて広告媒体の変更や絞り込み等を行い、必要に応じて本県と協議の上、配信中の広告に反映すること。
- ・ランディングページについて、上記に示した KPI に基づいて、Google アナリティクス等を活用した定量的・定性的な分析を行うこと。Google アナリティクスの分析項目を基本とするが、本県と協議の上、分析項目の追加等に柔軟に対応すること。なお、ランディングページにかかる指標を計測する際に、タグマネージャーや Google アナリティクスの設定が必要な場合は、実施すること。
- ・昨今の Cookie 規制の強化への対応策を検討すること。（例：リターゲティング以外の配信、計測ツールの工夫等）

## (2) 実施体制及び効果検証等

### ア 実施体制

事業の進捗状況を適宜本県に報告する等、本県との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する総括責任者を 1 名配置すること。ただし、専任である必要はない。

また、本業務の実施に関する担当者を 1 名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

イ プロモーションの内容に応じて、効果検証方法を定め、実施すること。

ウ 本業務完了後、速やかに業務の実施期間及び内容、(1) オの効果検証等をまとめた「実施報告書」(A4 版・2 部)を作成し、令和 8 年 12 月 28 日(月)までに、データ及び紙媒体で提出すること。

なお、作成に当たっては、次の点に留意すること。

- ①事業の実施状況等を分かりやすく正確に記載すること。
- ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

## 7 留意事項

- (1) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (2) 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

- (3) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て本県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (7) 本県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (8) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (9) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め本県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (10) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、本県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (11) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。